

3 水管第 2366 号
令和3年12月28日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の
一部改正について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。）の融通について、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として令和2年12月25日付けで定めたところであるが、今般、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の1から7までのとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 協議</u></p> <p><u>融通を希望する①都道府県水産主務課長間、②大臣管理区分に係る漁業者により構成される団体（以下「大臣管理団体」という。）の長間、③都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間で必要に応じて行われる調整をいう。</u></p> <p><u>7 仲介</u></p> <p><u>都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長から要請があった場合に、水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長と行う連絡調整をいう。</u></p> <p>第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則</p> <p>1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第6の5「国の留保からの配分について」</p> <p>繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。</p> <p>令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。</p> <p>① 各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の1から4までのとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則</p> <p>1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第6の5「国の留保からの配分について」</p> <p>繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が250トンを超えている場合には、留保枠が250トンを下回らない範囲において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。</p> <p>令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。</p> <p>① 各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。</p>

② 令和2年漁期（第6管理期間）において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分を除く。）の7%を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

③ 50 トンを上限とする数量を令和2年漁期（第6管理期間）における漁獲可能量

の消化率が8割以上となった都道府県の数で除して得た量（小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）の等量を当該都道府県に配分する。

④ 平成29年漁期（第3管理期間）の都道府県別の配分量（平成28年漁期（第2管理期間）の超過量の差引きを除く。）の比率で追加配分する。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2-2関係）

(1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、WCPFCにおいて漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

令和4管理年度以降は、令和3管理年度までの配分量がWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとしている。それに伴い、親魚資源量の算出に使用しているはえ縄漁業（かつお・まぐろ漁業の一部）についても、WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績の数量以上の配分となっている。

なお、当該漁業においては、精度の高いデータ収集を可能とする観点も踏まえ、漁獲割当てによる管理を実施することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量の追加配分を行うものとする。

(2)、(3) 略

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

② 令和2年漁期（第6管理期間）において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分を除く。）の7%を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

③ 50 トンを上限とする数量を令和2年漁期（第6管理期間）における漁獲可能量

の消化率が8割以上となった都道府県の数で除して得た量（小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）の等量を当該都道府県に配分する。

④ 平成29年漁期（第3管理期間）の都道府県別の配分量（平成28年漁期（第2管理期間）の超過量の差引きを除く。）の比率で追加配分する。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2-2関係）

(1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、WCPFCにおいて漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

このため、親魚資源量の指標算出に使用しているはえ縄漁業（かつお・まぐろ漁業）に対して、データの精度を担保するために、留保枠から当初配分される配分量に上乗せ配分を行うこととしている。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、期間別に配分量を分けて管理したり、一部を留保するなど、当該漁業に係る漁業者団体等における自主的な取組も含め、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量の追加配分を行うものとする。

(2)、(3) 略

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が 100 トン を超えている場合には、留保枠が 100 トン を下回らない範囲において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。

①～④（略）

第4 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

1 都道府県知事に対する意見照会（法第15条第4項関係）

(1)（略）

(2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第2号により、同意する旨の回答を行う。

(3) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見提出する場合にあっては、別記様式第3号により、意見を提出する。

2 当初配分の決定、公表及び通知等（法第15条第1項及び第3項から第6項まで並びに法第16条第4項関係）

(1) 1(2)及び3の規定に基づき提出のあった都道府県知事の回答又は意見を踏まえて、法第15条第3項の規定により、都道府県漁獲可能量の案を水産政策審議会に諮問し、その答申を受けて農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。

(2)～(4)（略）

第5 配分量の融通の基本的考え方

1（略）

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) 漁獲可能量の融通を行うことができる配分量は、「各管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量から、当該管理年度における融通を行う時点までの当該都道府県又は大臣管理区分の漁獲量を差し引いた配分量」を上限とする。ただし、譲受される場合はこの限りではない。

(2)（略）

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査

(1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、都道府県水産主務課長に対して、9月及

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が 50 トン を超えている場合には、留保枠が 50 トン を下回らない範囲において、都道府県及びひかつお・まぐろ漁業に対して、優先して配分を行う。

令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。

①～④（略）

第4 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

1 都道府県知事に対する意見照会（法第15条第4項関係）

(1)（略）

(2) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第2号により、同意する旨の回答を行う。

(3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第3号により、意見を提出する。

2 当初配分の決定、公表及び通知等（法第15条第1項及び第3項から第6項まで並びに法第16条第4項関係）

(1) 1(2)及び3の規定に基づき提出のあった都道府県知事の意見を踏まえて、法第15条第3項の規定により、都道府県漁獲可能量の案を水産政策審議会に諮問し、その答申を受けて農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。

(2)～(4)（略）

第5 配分量の融通の基本的考え方

1（略）

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) 漁獲可能量の融通を行うことができる配分量は、「各管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量から、当該管理年度における当該都道府県又は大臣管理区分の漁獲量を差し引いた配分量」を上限とする。

(2)（略）

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県知事に対する意見照会（法第15条第6項において準用する同条第4項関係）

(1) 当該管理年度の都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、都道府

び翌年1月に、別記様式第5号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を聴くものとする。

(2) (1)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、配分量の交換若しくは譲受を希望する場合又は配分量の譲渡が可能な場合には、別記様式第6号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 配分量の融通に関する要望調査の結果の通知、協議及び協議の仲介

(1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、1(2)の規定により提出のあった都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を取りまとめ、別記様式第7号により、速やかに配分量の交換若しくは譲受を希望する都道府県水産主務課長又は配分量の譲渡が可能な都道府県水産主務課長に対して、要望調査の結果を通知することとする。

(2) (1)の通知を受けた都道府県水産主務課長は、原則として当該都道府県水産主務課長の間で融通の協議を行うこととする。

(3) 都道府県水産主務課長間で配分量の融通の協議が調った場合には、当該都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第8号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(4) 都道府県水産主務課長は、必要に応じて、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第9号により、融通の協議の仲介を要請することができるものとする。

(5) 都道府県水産主務課長から提出された譲受要望について水産庁資源管理部管理調整課長が融通の仲介を行う場合において、都道府県水産主務課長が要望することができる数量は、25トンに都道府県の前管理年度終了時点における都道府県別漁獲可能量に対する漁獲実績の割合（以下「消化率」という。）を乗じた数量を上限とする。また、都道府県の前管理年度終了時における消化率が4割未満の場合は、10トンを上限とする。

(6) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長からの譲受要望を仲介する場合において、管理年度開始（1月1日）から9月末日までの期間においては、要望提出時における消化率が4割以上の都道府県について協議の仲介を行うこととし、その他の期間（10月1日から翌年3月末日まで）においては、都道府県の消化率にかかわらず協議の仲介を行うものとする。

県知事に対して、9月及び翌年1月に、別記様式第5号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見を聴くものとする。

(2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、農林水産大臣に対して、都道府県知事が配分量の交換若しくは譲受を希望する場合又は配分量の譲渡が可能な場合には、別記様式第6号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会に対する回答を行うものとする。

2 配分量の融通に関する情報提供及び協議

(1) 農林水産大臣は、1(2)の規定により提出のあった都道府県別漁獲可能量に関する意見を取りまとめ、別記様式第7号により、速やかに配分量の交換若しくは譲受を希望する都道府県知事又は配分量の譲渡が可能な都道府県知事に対して情報提供を行うこととする。

(2) (1)の情報提供を受けた都道府県知事は、原則としてそれぞれの都道府県の間で協議を行うこととするが、必要に応じて、農林水産大臣に対して、別記様式第8号により、協議の仲介を要請することができるものとする。

(3) 都道府県間で配分量の融通の協議が整った場合には、当該都道府県知事は、農林水産大臣に対して、別記様式第9号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(7) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長間における融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部管理調整課長は、関係する都道府県水産主務課長に対して、別記様式第10号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。

(8) 1の意見照会を経ずに、都道府県水産主務課長間において配分量の融通の協議が調った場合には、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第11号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(9) 各管理年度における配分量の融通については、都道府県水産主務課長は、各管理年度終了の15日前までに配分量の融通の協議を終え、かつ、(3)又は(8)の報告をしなければならない。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) 配分量の融通に係る協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第12号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。

(3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合には、別記様式第13号により、同意する旨の回答を行う。

(4) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合には、別記様式第14号により、意見を提出する。

(5) 農林水産大臣は、法第15条第6項に基づき都道府県別漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第15号により、通知する。

(6) 変更した都道府県別漁獲可能量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(新設)

(4) 1の意見照会を経ずに、都道府県間において配分量の融通の協議が整った場合には、都道府県知事は、農林水産大臣に対して、別記様式第10号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。

(5) 各管理年度における配分量の融通については、都道府県知事は、各管理年度終了の15日前までに配分量の融通の協議を終え、かつ、(3)又は(4)の届出をしなければならない。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) 融通に係る協議結果の届出があつた場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第15条第6項の規定により、都道府県別漁獲可能量を変更するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第11号により、通知する。

(3) 変更した都道府県別漁獲可能量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

第 7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第 16 号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで関係）

(1) 協議結果の報告があった場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項に基づき大臣管理漁獲可能量を変更した後、関係する大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 17 号により、通知する。

(3) 変更した大臣管理漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表する。

第 8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議及び仲介

(1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、第 6 の 2(4)の規定により、都道府県水産主務課長から要請があった場合又は別記様式 9 号により、大臣管理団体の長から要請があった場合において、都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介することとする。

(2) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介する場合には、水産庁資源管理部管理調整課長は、都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長に対して、別記様式第 18 号により、都道府県又は大臣管理区分が要望する数量を通知す

(4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、(3)の公表後、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

第 7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が整った場合には、大臣管理団体の長は、農林水産大臣に対して、別記様式第 12 号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで関係）

(1) 協議結果の届出があった場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第 15 条第 6 項の規定により、大臣管理漁獲可能量を変更するものとする。

(2) 農林水産大臣は、大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 13 号により、通知する。

(3) 変更した大臣管理漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表する。

第 8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

農林水産大臣は、大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通については、第 6 の 1 の意見照会後に都道府県間で協議が整わない場合であって、第 6 の 2(2)の規定により、大臣管理団体の長又は都道府県知事から要請があった場合において、大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の協議を仲介することとする。

(新設)

るものとする。

(3) (2)の通知を受けた都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第19号により、都道府県又は大臣管理区分からの要望に対応可能な数量について報告するものとする。

(4) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部管理調整課長は、関係する都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長に対して、別記様式第10号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。

2 漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通に関する協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2) 漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第12号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。

(3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第13号により、同意する旨の回答を行う。

(4) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第14号により、意見を提出する。

(5) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第15号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第17号により通知するものとする。

(6) 変更した配分量については、法第15条第6項に基づき漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第16条第5

(新設)

(新設)

2 配分量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通に関する協議が調った場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第15条第6項の規定により、配分量を変更するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第11号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第13号により通知するものとする。

(3) 変更した配分量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、(3)の公表後、法

項において準用する同条第4項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

3 (略)

第9、第10 (略)

別記様式第1号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

3 (略)

第9、第10 (略)

別記様式第1号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（意見）

(略)

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量の当初配分 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

- 2 (略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会に対する回答（意見）

(略)

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量の当初配分 (〇〇県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

- 2 (略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第5号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第5号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融

通に係る要望調査（第 回）

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）について、配分量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲渡を希望する配分量を、配分量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡が可能な配分量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、年 月 日（ ）までに提出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、水産庁資源管理部管理調整課長へ融通の協議の仲介を要請することを可能としています。また、水産庁資源管理部管理調整課長が融通の協議を仲介する場合には、配分量の交換に関する希望についての調整を行った後、更に譲渡が可能な配分量があれば、配分量の譲受に関する希望についての調整を行うことといたします。

※施行上の注意：別紙として別記様式第6号を添付する。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）について、下記のとおり交換又は譲受を希望す

通に係る意見照会（第 回）

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、配分量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲渡を希望する配分量を、配分量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡が可能な配分量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、年 月 日（ ）までに提出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、農林水産大臣へ仲介を要請することを可能としています。また、農林水産大臣が仲介する場合には、配分量の交換に関する希望についての調整を行った後、更に譲渡が可能な配分量があれば、配分量の譲受に関する希望についての調整を行うことといたします。

※施行上の注意：別紙として別記様式第6号を添付する。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）について、下記のとおり交換又は譲受を希望す

る配分量（交換又は譲渡が可能な配分量）を提出します。

記

1. 交換又は譲受を希望する配分量（当初配分（又は現時点の配分）からの増加を要望する配分量）

要望する類型	種類	配分量
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン
譲受	小型魚又は大型魚	トン

2（略）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可

る配分量（交換又は譲渡が可能な配分量）を提出します。

記

1. 交換又は譲受を希望する配分量（当初配分（又は現時点の配分）からの増加を要望する配分量）

要望する類型	種類	配分量
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン <u>()</u>
譲受	小型魚又は大型魚	トン

2（略）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）の結果

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可

エネルギーの融通に係る要望調査（第 回）について、要望調査を行った結果、下記の表のとおり回答がありましたので、お知らせします。

なお、都道府県知事間で配分量の融通の協議が調った場合には、別紙様式により報告をお願いします。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

表 (略)

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

(削る。)

別記様式第8号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）後の協議結果の報告

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）後の協議について、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、都道府県別漁獲可能量の変更の手続きをお願いします。

エネルギーの融通に係る意見照会（第 回）について、意見照会を行った結果、下記の表のとおり回答がありましたので、お知らせします。

なお、都道府県知事間で配分量の融通の協議が整った場合には、別紙様式により報告をお願いします。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）の結果

表 (略)

※施行上の注意：別紙として別記様式第9号を添付する。

別記様式第8号

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）後の協議結果の届出

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）後の協議について、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、都道府県別漁獲可能量の変更の手続きをお願いします。

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査後の協議結果

種類	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

別記様式第9号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議の仲介要請

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議について、水産庁資源管理部管理調整課長に融通の協議の仲介を依頼した都道府県、大臣管理区分及び留保枠からの配分量の融通を受けたいので、水産庁資源管理部管理調整課長による融通の協議の仲介を要請いたします。

別記様式第10号

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会後の協議結果

	都道府県別漁獲可能量			都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

(新設)

(新設)

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る仲介結果

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通について、水産庁資源管理部管理調整課長による融通の協議の仲介に係る結果は、下記のとおりとなりました。

記

漁獲可能量の融通に係る仲介結果

種類	都道府県又は大臣管理区分	漁獲可能量			類型
		融通前	融通量	融通後	
小型魚					小型魚と大型魚の交換
大型魚					小型魚と大型魚の交換

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

(略)

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果 (〇〇都道府県分)

種類	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 12 号 (漁業法第 15 条関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果の届出

(略)

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果 (〇〇県分)

	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

(新設)

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、 年 月 日（ ）までに提出願います。

記

（表）くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

<u>特定水産資源</u>	<u>都道府県別漁獲可能量</u> <u>（〇〇都道府県分）</u>	
	<u>（変更前）</u>	<u>（変更後）</u>
<u>くろまぐろ（小型魚）</u>	<u>トン</u>	<u>トン</u>
<u>くろまぐろ（大型魚）</u>	<u>トン</u>	<u>トン</u>

別記様式第13号（漁業法第15条関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

別記様式第 14 号（漁業法第 15 条関係）

（新設）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量

<u>特定水産資源</u>	<u>希望する都道府県別漁獲可能量</u> <u>(〇〇都道府県分)</u>
<u>くろまぐろ (小型魚)</u>	<u>トン</u>
<u>くろまぐろ (大型魚)</u>	<u>トン</u>

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

別記様式第 15 号 (漁業法第 15 条関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

別記様式第 16 号

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

別記様式第 12 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

(略)

記

大臣管理漁区分の漁獲可能量の融通に係る協議結果 (〇〇漁業分)

種類	大臣管理漁獲可能量			相手方の大臣管理区分	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 17 号 (漁業法第 15 条関係)

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の届出

(略)

記

大臣管理漁区分の獲可能量の融通に係る協議結果 (〇〇漁業分)

	大臣管理 <u>区分別</u> 漁獲可能量			相手方の大臣管理区分	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

大臣管理団体の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

(略)

記 (略)

別記様式第 18 号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る都道府県
(又は大臣管理区分) からの要望数量の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通について、都道府県
(又は大臣管理区分) から漁獲可能量の融通に係る仲介要請があったことから、大臣
管理区分と都道府県の間における漁獲可能量の融通の協議について、水産庁資源管理
部管理調整課長が仲介することといたします。

このため、都道府県 (又は大臣管理区分) からの要望に応じることが可能な場合は、
その数量について、別紙様式により報告をお願いいたします。

なお、都道府県 (又は大臣管理区分) から要望のあった数量は下記のとおりです。

大臣管理団体の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

(略)

記 (略)

(新設)

記

(表) 都道府県（又は大臣管理区分）から要望のあった数量の合計

種類	数量	類型
小型魚	トン	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	小型魚と大型魚の交換

※施行上の注意：別紙として別記様式第19号を添付する。

別記様式第19号

(新設)

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る都道府県
(又は大臣管理区分)からの要望への対応可能数量の報告

年 月 日付けで通知のあったくろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲
可能量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望について、下記のとおり
対応可能な数量を報告いたします。

記

(表) 対応可能な数量

<u>種類</u>	<u>数量</u>	<u>類型</u>
<u>小型魚</u>	<u>トン</u>	<u>小型魚と大型魚の交換</u>
<u>大型魚</u>	<u>トン</u>	<u>小型魚と大型魚の交換</u>